

船橋市立三山東小学校

学校いじめ防止基本方針について

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

船橋市立三山東小学校（以下「本校」という。）におけるいじめの防止等のための対策は、本校のすべての児童が、「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」し、いじめは、しない・させない・許さないを基本に、いじめへの対処を理解し行動できる力を身につけ、「誰もがいじめの当事者となることのない環境を整える」ことを基本として行う。また、いじめを受けた児童及びいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、教育委員会、地域社会、保護者、家庭その他の関係する機関と連携の下、対策に取り組む。

(2) いじめの定義

①

児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第1章総則）

※いじめの定義に基づき、いじめを意図して行った行為ではなく、また、継続して行われた行為でもなく、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応すること。

上記の考えのもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものである」、「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である」という基本認識にたち、すべての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「学校いじめ防止基本方針」を策定することとした。

② 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものが挙げられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように努める。

(4) いじめの理解

県基本方針に基づき、本校ではいじめについて以下の①～④の視点を持つこととする。

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであること。
- ② いじめは、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験すること。
- ③ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせること。
- ④ 学級や部活動等の所属集団など構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすること。

(5) 本校及び本校の教職員の役割

本校及び本校の教職員は、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する必要があること。

2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) 学校いじめ対策組織について

本校は、いじめへの対応に当たり、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うことと、いじめ防止等の対策のための組織を置く必要があることから、「生徒指導部会」と「いじめ防止対策委員会」の2つを設置し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、いじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることとする。組織の概要は以下のとおりである。

① 生徒指導部会

校長・教頭・生徒指導主任・音楽専科・生徒指導担当・養護教諭・栄養教諭・SC
(特別支援教育コーディネーター)

- ・月1回の活動を行う。
- ・内容としては問題を有する児童についての現状や指導についての情報の共有。
- ・指導方法の話し合いや校内ルールについての話し合いを行う。

② いじめ防止対策委員会

校長・教頭・生徒指導主任・音楽専科・学年主任・当該教諭・養護教諭・SC
(特別支援教育コーディネーター) ※その他必要に応じて、関係する教職員等が参加する。

- ・いじめの現状の確認や指導方法などを話し合う。
いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有
いじめの疑いに係る情報があったときには、必要に応じて緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・重大事態の場合は、関係機関と連携をし、対応に当たる。

※この他にも職員会議で「生徒指導報告」の議題を毎回用意し、学校全体でいじめ根絶のための取り組みを行う。

(2) いじめ未然防止のための取り組み

いじめの未然防止のためには、普段から「いじめは人間として許されない行為である」という雰囲気を学級・学校全体に醸成していくことが大切である。それには日頃から「いじめとは何か」について具体的な認識を共有する必要がある。また、すべての児童がそれぞれに活躍できる場所を与え、自己肯定感や自己有用感を高める働きかけを行うことも大切である。

- ① 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を深める。
- ② 学校全体で暴力や暴言を排除する。また、教職員の言動が、児童に大きな影響を与えることを十分に認識して、適切に児童と関わる。
- ③ 生徒指導の機能を重視した「分かる授業」を展開（児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組）し、児童の自己有用感を高める授業づくりに努める。
- ④ いじめを誘発する可能性のある過度の競争意識、勝利至上主義等は、教育活動に取り入れれない。
- ⑤ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育の充実を進める。
- ⑥ 道徳の時間の題材や映像教材を通じ、児童がいじめ問題を主体的に考えることができる機会を設ける。
- ⑦ 「いじめゼロ宣言」を教室に掲示し、年度初めに「4つの勇気」について学級で確認する。
- ⑧ 児童間で問題が起こった際は、その都度、児童がとった行動についてふり返らせ、原因を児童自身が把握し、解決できるよう支援する。
- ⑨ 配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童、外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災・避難している児童等）については、教職員が個々の児童の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う。
- ⑩ 児童自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。（学級活動・児童会）
- ⑪ たがいに認め合う学級経営の充実
 - ・失敗や間違いを受け入れることができ、互いを認め尊重しあえる集団を育てる。
 - ・言葉の意味を考えさせ、正しい言葉遣いで生活できる集団を育てる。
- ⑫ 充実した教育活動の実践
 - ・「自己決定の場」「自己存在感」を与え、良好な人間関係が育つ授業（指導）を行う。
 - ・「楽しく」「分かる」授業を通して、児童の学習意欲と学力を高める。
 - ・いじめや生命・人権を大切にするといった題材の指導を年間計画に位置づけ、道徳や学級活動、学校行事等あらゆる教育活動を通して行う。

月	指 導 目 標	生 活 指 導
4	チャイムの合図で行動しよう (時計を見て時間を守ろう) 進んであいさつをしよう	指導体制の確認、配慮を要する児童の 掌握、学区訪問、三山東小の決まりの 確認
5	怪我に気をつけて行動しよう	学区訪問
6	いじめについて考えよう 雨の日の過ごし方を工夫しよう	健康や安全に対する生活指導

7	給食をしっかり食べ、じょうぶな体をつくろう	夏休みの事前指導（全体指導、学級指導、全校集会での話）
9	さわやかなあいさつをしよう 「おはようございます」「さようなら」のあいさつ	夏休みの事後指導 配慮を要する児童の再確認
10	仲間を大切にしよう	学校生活の見直しと改善
11	本をたくさん読もう	読書マラソンなど本に親しむ取り組みの推進・縦割り清掃の充実
12	外で元気に遊ぼう	冬休みの事前指導（全体指導、学級指導、全校集会での話）
1	寒さに負けない体づくりをしよう	健康に関する生活指導
2	感謝の気持ちをあらわそう	6年生を送る会、お別れ給食会や卒業式などの取り組みを通じて
3	学校をすみずみまできれいにしよう	1年間の反省、生活の決まりの検討 春休みの過ごし方の指導

⑬ インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組

- ・インターネットを使用する際に、情報モラルとして、人を中傷する言葉を使ってはいけないことや、それを見たらすぐに知らせることを児童に指導する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめやその防止策について、職員で研修し、保護者や地域にも啓発する。ネットパトロールについても周知する。また、保護者が児童の携帯電話（スマホ含む）やインターネットの使用状況及び内容を把握することの重要性についても、保護者会や学校だより等で周知する。

⑭ いじめの防止等のための教職員の資質の向上

- ・いじめの防止等に関する研修を計画し、実施することで教職員の資質の向上を図る。
- ・文部科学省、県教委、市教委から発出されているいじめに関する資料等について、随時情報提供する。
- ・学年会や生徒指導部会等で、いじめの事案について情報を共有し、対応を協議する機会を意図的に仕組んでいく。

(3) いじめ早期発見のための取り組み

早期発見のためには、日常的な関わりの中での観察やアンケートの実施、教育相談の充実が必要不可欠である。また、家庭や地域との連携を図り、より多くの目で児童を見守っていく必要がある。

① 日常的な関わりの中での観察

- ・健康観察や授業中、休み時間など表情やしぐさなどに目を配り、気になる児童にはこまめに声をかける。
- ・複数の目で早期にいじめを発見できるように、多くの教員が意図的に児童に関わるよ

うにする。

② アンケート調査

- ・アンケート調査は、直接いじめを訴えることができない児童にとっては有効な手立てであるので、年3回（7月、12月、3月）行う。また、アンケートの結果を受け、教育相談を実施する。
- ・アンケート調査の結果については、必ず担任を含めた複数の教員で分析を行い、①緊急に対応が必要、②事実確認が必要、③経過観察が必要などに分類し、迅速かつ適切に対応する。

③ いじめを訴えやすい環境を作る

- ・いじめがあった場合には、自分で解決しようとせず、必ず大人に訴えるよう日頃から指導する。
- ・いじめを訴えるのは「言いつける（チクる）」のではなく、命や人権を守る大切なことであるという指導を継続的に行う。
- ・悩み相談箱を校長室前に設置する。なお、その管理については十分に注意する。

④ 家庭・地域との連携

- ・学校便りや保護者会などで、いじめに対する学校の考え方や取り組みを周知しておく。
- ・保護者がいじめを発見した際の学校への連絡方法などを年度初めなどに知らせておく。また、いじめに関する相談機関などの紹介も併せて行う。

(4) いじめに対する措置

① いじめ発生時の対応

いじめの事実を確認した時点で、学年主任及び教頭に報告をする。その後の指導を確認した上で、当該児童の支援、指導を行う。その際一人で行うのではなく複数の教員で行う。教頭は指導経過も含めて校長に報告をする。

事実の確認

聴取は被害者→周囲にいた児童→加害者の順に事実確認をしていく。なお、複数いる場合には、必ず個別に事情を聴く。聴取は、児童と関係があり安心して話せる職員が時間帯や場所に配慮して行う。

被害者への支援

- ・学校は「いじめを絶対に許さない」ということを徹底して守ることを伝える。
- ・いじめを受けた悔しさや辛さに耳を傾け、共感しながら事実を聞く。
- ・加害者との付き合い方など今後の行動の仕方を具体的に支援する。
- ・今後も経過を見守ることを伝え、SC（スクールカウンセラー）等も活用し、いつでも相談できる環境を用意しておく。

加害者への指導

- ・いじめを行った背景に耳を傾けつつも、行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分の行為について客観的振り返らせ、どうすべきだったのか、今度はどのように行動すべきなのか考えさせ指導する。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめはどのような理由があっても、決して許されないことを理解させる。

傍観者及び観衆への指導

- ・いじめは学校・学級全体の問題であることを認識させる。
- ・被害者が傍観していた人やはやし立てた人の態度をどのように感じていたのかを考えさせ、間接的にいじめに関わっている可能性があることを指導する。
- ・今後どのように行動したらよいのか考えさせ、いじめの事実を伝えることは、「いつける」ことではなく、被害者や加害者を助けることにつながることを理解させる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いなどを行う。

② 関係保護者に対する対応

いじめの解決には保護者との連携が不可欠である。被害者の保護者と加害者の保護者には事実関係や指導の経過を面談などで伝え、継続して支援・指導する旨を伝える。

③ いじめが解消している状態

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が継続（3カ月を目安）していること。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 重大事態への対処について

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は船橋市教育委員会に速やかに報告をし、必要に応じて船橋東警察署、市川児童相談所、医療機関等との連携を行い対処する。

「重大事態」とは、以下の場合である。

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 * 「相当の期間」：年間30日を目安

「重大事態」が発生した場合は、以下のとおり対応する。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、船橋東警察署等と連携して対処する。
- ⑥ 福祉、医療に関わる問題が生じた際は、随時、児童相談所等関係機関と連携を図る。

(6) 「不登校重大事態」に対する学校における対応について

「不登校重大事態」とは以下の場合である。

- ① 「不登校重大事態」とは、「いじめによる当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態」である。
- ② 「不登校重大事態」に該当するか否かは、「児童等が相当の期間（30日を目安）学校を欠席」した時点で判断する。

「不登校重大事態」に該当すると判断した場合、以下の対応を行う。

- ① 不登校重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。

- ② 船橋市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための聴取による調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、対象児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 「児童理解・教育支援シート」を活用して今後の支援方法を検討し、実施していく。
*欠席が継続していることにより、重大事態に至る可能性があることを、早期の段階で予測できる場合のついては、30日に至る前の段階から船橋市教育委員会に報告・相談するとともに、準備作業（アンケート・記録の整理等）を行う必要がある。

(7) その他

- ① 基本方針を、本校ホームページで公表する。
- ② 年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応を組織的に検討し、実行できるようにする。
- ③ 学校の教育活動に関する保護者アンケートの項目に次の2点を加え、適正に本校の取組を評価する。

○いじめの早期発見の取組に関すること。
○いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- ④ 基本方針については、評価・検証に基づき、改善のための見直しを年1回実施し、より実効的なものにする。